

下水道工事にご協力をお願いします

居屋敷・東栄地区(左図参照)において、令和7年3月まで下水道工事を行います。

工事期間中は工事箇所及びその周辺で通行止めや片側交互通行等の交通規制を行います。

ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▼問合せ 建設課下水道グループ  
☎28・0940



雨水貯留施設(浄化槽転用)を設置された方へ

下水道切替工事を行った際に、浄化槽を雨水を貯める施設として転用し、雨水を有効利用されている方へお知らせします。

台風等、大雨が降る予報が出された際には、あらかじめ施設に貯留されている水を排水してください。降雨の前に、施設内の水を抜くことにより、浸水被害軽減の効果を発揮しますので、ご協力をお願いします。

▼問合せ 建設課下水道グループ  
☎28・0940

排水設備指定工事店追加と廃止

排水設備指定工事店を次のように新規に指定と廃止をしましたのでお知らせします。

なお、下水道に接続するための宅地内の排水設備工事は、指定工事店でなければ行うことができませんのでご注意ください。

▼追加工事店

株式会社藤本設備 名古屋市天白区  
笹原町1010  
☎052・846・7200

▼廃止工事店

まるなか住建 愛西市町片町北前6番地1

▼問合せ 建設課下水道グループ  
☎28・0940



ブロック塀の点検をしましょう

危険なブロック塀等は、地震発生時に倒壊して、人命を奪う可能性があります。次の項目により自己点検を行ってください。

- ・高さが2mを超える(厚さ15cm以上であれば、2m)
- ・厚さが10cm未満である
- ・傾きがある
- ・透かしブロックが連続で配置してある
- ・ぐらつきがある
- ・亀裂や目地割れがある
- ・鉄筋が入っていない
- ・コンクリート基礎がない

・高さが1.2mを超えている場合、控壁がない

一つでも当てはまるものがあれば、安全対策が必要と考えられます。まずは、建築士やブロック塀診断士等の専門家へご相談ください。

町では、道路や公共施設に面したブロック塀等を撤去する場合の補助制度(上限10万円)を用意しています。詳しくはまちづくり推進課までお問い合わせいただくか、町ホームページをご覧ください。

▼問合せ まちづくり推進課まちづくり推進グループ  
☎28・0944

